

先行市町における自治基本条例の構成要素一覧

1 条例の基本的な項目に関する要素

構成要素	盛り込まれている内容	委員会の検討結果	備考
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の歴史や自然環境などの特色</li> <li>自治基本条例制定の趣旨や理念 など</li> </ul>		
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例制定の目的について簡潔に記載するもの</li> <li>規定例：「自治の基本理念及び基本原則を明らかにする」「町民、議会、執行機関の役割と責務を定める」「参画と協働による自治運営の基本的事項を定める」「町民主体の自治の実現を図る」など</li> </ul>		
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>条文に頻出する用語の意味を明確にし、解釈上の疑義をなくすために規定するものであり、読み手に対して用語説明を行うもの</li> <li>規定例：「町民」「議会」「執行機関」「参画」「協働」など</li> </ul>		
位置付け・最高規範性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例が自治体運営の基本的な原則であり、趣旨を最大限尊重しなければならないという旨を規定するもの</li> <li>他の条例や規則の制定・改廃や計画等の策定・変更などを行う際には、自治基本条例との整合を図るという旨を規定するもの</li> </ul>		

構成要素	盛り込まれている内容	委員会の検討結果	備考
自治の理念・基本原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治を推進するための基本理念や基本原則を規定するもの</li> <li>・ 基本理念の規定例：「自治の主権者は町民」「町民の信託に基づく町政の推進」「個人の尊厳及び自由の尊重」「公正で開かれた町政の推進」「地域の個性、自立性を尊重したまちづくりの推進」など</li> <li>・ 基本原則の規定例：「情報共有の原則」「参画の原則」「協働の原則」など</li> </ul>		
町民等の権利・責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民の権利及び責務（義務）を規定するもの</li> <li>・ 権利の規定例：「町政について知る権利」「町政やまちづくりに参画する権利」「行政サービスの享受」など</li> <li>・ 責務の規定例：「地域社会の活性化」「町政や地域の諸課題に対する解決にむけた努力」「町政やまちづくりへの積極的な参画」「納税の義務」「選挙権の活用」など</li> </ul>		

構成要素	盛り込まれている内容	委員会の検討結果	備考
町民活動団体 (コミュニティ) の責務・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で自主的に公共的活動を行う地域活動団体、公共的活動を行う非営利活動団体のような町民活動団体に対する役割やその支援について規定するもの</li> <li>・ コミュニティについての定義やその役割、町がコミュニティ活動を支援する旨等を規定するもの</li> <li>・ コミュニティの規定例：「居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等」「地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団」など</li> <li>・ コミュニティの役割の規定例：「地域課題の解決にむけて取り組む」「地域住民の相互の連携を図る」など</li> <li>・ 町の支援の規定例：「コミュニティの公益的役割を認識し、その活動を尊重する」「コミュニティの自主性、自立性を損なうことなく、支援を行う」など</li> </ul>		
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の役割や責務を規定するもの</li> <li>・ 規定例：「事業活動等が社会生活に及ぼす影響に配慮する」「地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚する」「社会との調和に努め、まちづくりに取り組む」など</li> </ul>		

構成要素	盛り込まれている内容	委員会の検討結果	備考
議会の役割・責務・運営等、議員の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の役割や責務、議員の役割や責務等を規定するもの</li> <li>・ 議会の規定例：「町の重要な意思決定機関」「町政運営の監視」「積極的な調査研究による政策形成機能の充実」「町民からの意見の聴取」「開かれた議会運営」など</li> <li>・ 議員の規定例：「町民の信頼に応え、誠実に職務を行う」「政策の提案、立法に関する活動に努める」「自己研鑽に努める」「地域の課題、町民の意見の把握に努める」など</li> </ul>		
町長の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町長の役割や責務を規定するもの</li> <li>・ 規定例：「町民の代表者として、町民の信託に応え、権限を適正に行使し、公正かつ誠実に透明性の高い町政を運営する」「自治の推進や町民の福祉の向上に必要な施策を講じる」「町民の意向、地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質の向上に努める」など</li> </ul>		
職員の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の責務を規定するもの</li> <li>・ 規定例：「全体の奉仕者として公正、誠実かつ効率的に職務を遂行する」「職務に当たっては、法令、条例等の法規等を遵守する」「職務に必要な専門的知識の習得、能力向上に努める」など</li> </ul>		

※ 検討（案）区分について

○：本町において盛り込むことが適当であると考えたもの

×：本町において盛り込む必要がないと考えたもの

－：本町の町政に合致していない等により、検討を行わないもの

## 2 自治体運営の基本原則に関する要素

構成要素	盛り込まれている内容	委員会の検討結果	備考
総合計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための最高位の計画として総合計画を位置付けるとともに、その計画を策定するための根拠を規定するもの</li> </ul>		
行政評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価を実施するための根拠規定として規定するもの</li> <li>規定例：「評価結果の外部への公表」「行政活動を点検し改善を図る仕組みの確立」など</li> </ul>		
行政組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に分かりやすい組織体制を編成する旨や、行政を運営する上で、有用な組織体制を編成する旨を規定するもの</li> </ul>		
財政・財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的な視点に立った予算編成を行うとともに、計画的な財政運営を行う旨を規定するもの</li> <li>毎年度の予算及び決算、その他町の財政状況に関する情報を、町民に分かりやすく公表する旨を規定するもの</li> </ul>		
行政手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に行政手続を行い、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることに努める旨を規定するもの</li> </ul>		
法務	<ul style="list-style-type: none"> <li>町政運営のために必要な条例等の制定改廃を、適切かつ積極的に行う旨を規定するもの</li> <li>信頼される町政を確立するに当たって、法令等の遵守のための体制を整備する旨などを規定するもの</li> </ul>		

構成要素	盛り込まれている内容	委員会の検討結果	備考
説明責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策等について、町民に分かりやすい説明を行うことに努める旨を規定するもの</li> </ul>		
意見・要望・苦情等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民等の意見等に対して適切に対応する旨を規定するもの</li> </ul>		
公益通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>町政運営での違法行為について、職員等からの通報を受ける体制を整備する旨を規定するもの</li> <li>通報を行った職員が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講じなければならない旨を規定するもの</li> </ul>		
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>町政運営のために必要な条例等の制定改廃を、適切かつ積極的に行う旨を規定するもの</li> <li>信頼される町政を確立するに当たって、法令等の遵守のための体制を整備する旨などを規定するもの</li> </ul>		

※ 検討（案）区分について

○：本町において盛り込むことが適当であると考えたもの

×：本町において盛り込む必要がないと考えたもの

－：本町の町政に合致していない等により、検討を行わないもの

### 3 住民自治の仕組みに関する要素

構成要素	盛り込まれている内容	委員会の検討結果	備考
情報共有・情報公開・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町政情報を町民に対し公開する旨や、積極的かつ迅速に町民へ提供する旨を規定するもの</li> <li>・ 町が町民と情報を共有するための仕組みづくりについて規定するもの</li> </ul>		
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町が個人情報を適正に取り扱うとともに、その利用や情報提供等に関し適切な保護措置を講じる旨を規定するもの</li> </ul>		
参画・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民や議会、町長等のまちづくりの主体が、参画と協働によるまちづくりに取り組む旨を規定するもの</li> <li>・ 町が町政に対する参画や協働を推進するための仕組みづくりについて規定するもの</li> </ul>		
子どもの参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども（未成年の町民等）がまちづくりに参加できるよう配慮に努める旨を規定するもの</li> </ul>		
パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の重要な政策等の策定に当たり、案件を事前に公表し、町民から広く意見募集を行うパブリック・コメント手続について実施方法や、その運用手順等について規定するもの</li> </ul>		
審議会等の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民意見や専門家の意見等を行政に反映させるために町が設置する審議会等（附属機関等）の会議を原則公開とする旨を規定するもの</li> </ul>		

構成要素	盛り込まれている内容	委員会の検討結果	備考
審議会等への参加・公募等	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民意見や専門家の意見等を行政に反映させるために町が設置する審議会等（附属機関等）について、町民委員を参画させることや、一部の委員を公募により選任することを規定するもの</li> </ul>		
住民投票	<ul style="list-style-type: none"> <li>町政に関し、特に重要な事案について直接町民の意思を確認する手法である住民投票が実施できることや、その結果の取扱いについて規定するもの</li> </ul> <p>※ 住民投票の実施要件や詳細な実施手順等については、案件ごとに条例等を制定して決定すると規定している事例が多い。</p>		
地域等協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例を制定する以前から組織されているまちづくり協議会等についての規定や、町がその活動を支援する旨を規定するもの</li> </ul>		
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共的活動に関わる者が、能力向上に取り組むことや、将来の公共的活動に関わる人材の育成について努めることを規定するもの</li> </ul>		

※ 検討（案）区分について

○：本町において盛り込むことが適当であると考えたもの

×：本町において盛り込む必要がないと考えたもの

－：本町の町政に合致していない等により、検討を行わないもの

#### 4 その他の項目に関する要素

構成要素	盛り込まれている内容	委員会の検討結果	備考
広域連携・国際交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通する課題あるいは広域的な課題の解決を図るために、周辺市町と相互に協力し連携に努める旨を規定するもの</li> <li>・ 国内外の都市等との連携・協力を深めて、得られた情報や知恵等をまちづくりに生かすことに努める旨を規定するもの</li> </ul>		
国等との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県等と共通する課題の解決を図るため、対等な関係の下で相互に協力し連携に努める旨を規定するもの</li> </ul>		
条例運用・見直しの組織、見直し・改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治基本条例を見直す根拠や条例の運用又は見直しを行うための組織を設置する旨を規定するもの</li> <li>・ 次回見直しまでの期間について規定するもの</li> </ul>		

※ 検討（案）区分について

○：本町において盛り込むことが適当であると考えたもの

×：本町において盛り込む必要がないと考えたもの

－：本町の町政に合致していない等により、検討を行わないもの

5 新たに盛り込むべきと考えられる要素

構成要素	内容